

石脇地区要望に対する回答

町内名	松美町	担当課名	建設管理課・下水道課
要望事項	1. 下水道の未着工区域の早期着工、既存側溝の改良工事（新規要望）		
要望内容	<p>松美町石ノ花、尾花沢地内1組～17組（15組、要望3にて）の未着工区間の下水道工事並びに既存側溝の改良工事について</p> <p>ナイスアリーナ建設に伴い、松美町の一部は大規模な下水道工事が行われました。しかしながら当町の石ノ花、尾花沢の一部区域は、こうした下水道工事が行われませんでした。由利本荘市街地を始め他地域特に農村地域は水田環境を守るため、ほとんどの集落では、地下埋設下水道工事が行われ、地球衛生環境を守るという大切な役割を果たしているのに対し、当町内に未着手の区域が取り残されている現状に納得がいかず、とても悔しくて残念でなりません。これら未着工区域の下水道工事整備計画見直しと早期着工を要望します。</p> <p>現在当町の一部石ノ花、尾花沢地域の側溝は、大方の個所で下水、雨水が流れず、蓋もなく、傾斜なく滞留汚水や大雨などの場合溢れる他、ボウフラ等害虫発生、悪臭などで、不衛生極まりない状況にあります。河川の環境衛生や地球環境を守る取り組みが求められていると思います。</p> <p>当町13組の側溝、傾斜がなく改良を要するとして、片側改良工事が2年前、由利本荘市により施工された。今年反対側側溝も工事施工予定である。なお13組は下水道工事が行われ整備されている。</p> <p>当町石ノ花1～6組地内は下水道工事が行われていない場所で、一部市道編入されていない箇所もあり、幅10センチ程度の狭い側溝が設置されている。急勾配地で比較的雨水、下水等の流れはスムーズです。</p> <p>当町尾花沢7～17組地内は下水道工事が行われていない。比較的平坦な地形のために、特に7～10組地内の側溝は、勾配がなく下水、雨水等の滞留が常態化しているため、改善を要する緊急度が高いと判断され、早急にこれら地内の側溝の全面的改修工事を要望します。</p>		
回答	<p>公共下水道（本荘処理区）の整備が完了するまでには、今後約40年もの長い年月を要することや、合併浄化槽の普及により多くの住宅において水洗化が進んでいることなどの下水道を取り巻く情勢の変化に対応するため、令和2年3月に公共下水道区域を見直し、その一部を浄化槽整備区域へと変更しております。変更に関し先立ち行った区域住民アンケート調査や、その結果を踏まえた住民説明会においても、見直しに対するご意見もなかったことから、事業の変更を進めてきたところからです。</p> <p>区域の変更に伴い、受益者負担金が不要になることに加え、これまで浄化槽整備補助金の対象外であった方も補助金の交付対象となることから、補助制度を活用した住宅の建築や改築を行うことができるようになっており、また市が独自に行っている嵩上げ補助もありますので、これを活用し、水洗化が進むことで衛生環境が改善されることと考えております。</p> <p>また、側溝の整備については、各地域から多数の要望を頂いていることから、危険性や緊急度を見定めて取り組んでまいります。</p> <p>松美町では、令和3年度に市道尾花沢本線を、令和5年度からは市道尾花沢10号線の側溝改良を行っているところであり、令和7年度以降も市道尾花沢6号線の側溝改良を行う予定としております。</p>		

石脇地区要望に対する回答

町内名	松美町	担当課名	建設管理課
要望事項	2. 側溝の改修について（継続要望）		
要望内容	<p>松美町尾花沢6号線地内道路側溝の改修について</p> <p>別紙添付資料による松美町15組地内の道路全体の陥没に伴い、側溝に段差が生じ、雨水、下水が流れず側溝内に溜水している。</p> <p>ボウフラ等の害虫が発生、悪臭など不衛生極まりなく、住民から、早期の改修工事改善要望が出されているものです。</p> <p>毎年継続要望しておりますが、この個所については、令和5年11月9日付け由利本荘市から、部分的な側溝の補修は行っているとし、令和7年度から、路線全体の側溝改良を行う予定と回答をいただいておりますので、必ず早期に工事着工していただきたく、重ねて要望するものです。</p>		
回答	市道尾花沢6号線については、令和7年度から側溝改良を行う予定としております。		

石脇地区要望に対する回答

町内名	東新山町	担当課名	生活環境課
要望事項	1. カーブミラーの改修 石脇上長老沼付近（新規要望）		
要望内容	ヴィラナリー新山（旧雇用促進住宅）前から芋川方面へ坂を下り、つきあたった丁字路のカーブミラーが常時くもっていて、非常に見づらい。交通事故防止のため、ミラーの改修をお願いします。		
回答	現地を確認したところ、鏡面の曇りが確認されましたので、10月末にミラーの交換による修繕を実施いたしました。		

町内名	東新山町	担当課名	生活環境課
要望事項	2. 空き家の生垣の枝の刈込について（新規要望）		
要望内容	公道へ生垣がはみ出し、交通の妨げ 石脇上ノ山**付近 民家（空き家）の生垣が道路側へはみ出し、交通の妨げになっている。該当の民家は曲がり角に位置し、自動車が角ですれ違うことが多い。朝夕の通勤通学時間帯は接触等の交通事故が心配です。空き家であることから勝手に刈込ができず困っています。		
回答	当該空き家の管理者に対しては、8月に適正な管理をしていただくよう通知しておりますが、改めて文書にて依頼いたします。		

町内名	東新山町	担当課名	建設管理課
要望事項	3. 立ち枯れの街路樹の伐採について（新規要望）		
要望内容	ヴィラナリー新山（旧雇用促進住宅）前の緑地にある数本の樹木が枯れ、倒木の心配がある。伐採などの処置をお願いします。		
回答	倒木の恐れがある枯れた樹木については、伐採してまいります。		

石脇地区要望に対する回答

町内名	今町	担当課名	地域づくり推進課
要望事項	1. A I オンデマンドタクシーの導入について（新規要望）		
要望内容	<p>現在、石脇新山乗り合いタクシー利用者会（上ノ山、長老沼、東新山、今町）が継続中であります。</p> <p>医療、介護、食、観光など、誰もが安心、安全、快適に過ごせる街づくりの観点でも活用でき、本市の住みやすい街づくりのため、A I 技術で効率よく運行できるオンデマンドタクシー導入を希望いたします。</p> <p>高齢化により車の運転免許証の返納が増える中、交通弱者救済のため、命を守る取り組みとして、通院、通学、食の確保として、A I オンデマンド交通は近い将来必ず必要となっておりまいます。</p> <p>A I オンデマンドタクシーは指定区域、乗降指定箇所の設定による電話予約、スマホアプリを利用したリアルタイム配車予約、キャッシュレス決済など、これからの時代には必要不可欠です。</p> <p>【指定区域案】</p> <p>由利本荘市オンデマンド乗降指定</p> <p>A：本荘近距離 B：鳥海矢島 C：大内 D：東由利 E：岩城区域</p>		
回答	<p>「石脇新山乗り[逢い]タクシー事業」については、買い物弱者対策として運行日やエリアを限定し導入されて以来、これまで利用者会との協議を重ねながら、可能な範囲内で運行形態を変更し対応してきましたが、通院などの多様化するニーズに応えられない部分が出てきております。</p> <p>ご提案の通りA I オンデマンドタクシーであれば、より広範囲での運行設定が可能となりますので、「石脇新山乗り[逢い]タクシー」では対応できていないニーズへの対応や、より多くの方々が利用できる環境づくりと利便性の向上につながるものと考えます。</p> <p>市としましても、多様化するニーズに対して柔軟に対応するため、A I オンデマンドタクシーの導入について検討してまいります。</p>		

石脇地区要望に対する回答

町内名	若葉町	担当課名	生活環境課
要望事項	1. 車の通行速度について（新規要望）		
要望内容	国道7号線沿い、ナイスアリーナ向かいの三菱自動車～若葉町住宅街への道路（田尻7号線）の車両の交通量が著しく増加傾向にあり、学童の通学路になっており交通事故が懸念されます。車の通行速度を制限速度30kmにさせていただけないでしょうか。		
回答	速度規制を含む交通規制に関しては、秋田県公安委員会の所管となります。 該当する道路への速度規制の実施については、窓口である由利本荘警察署へ要望があった旨をお伝えいたします。		

町内名	石脇地区	担当課名	危機管理課
要望事項	1. 防災無線を利用した周知の改善について（継続要望）		
要望内容	由利本荘市では防災無線を使って防災演習の日時、熊の出没情報、終戦記念日の黙とう等の周知を行っていますが、石脇地区において、音声聞こえない地域、音声不明瞭な地域があります。実情を調査し、改善をお願いいたします。また音声うまく伝わらない地域に関しては広報車を活用して周知するなどの対策をお願い致します。		
回答	<p>災害時の迅速かつ正確な情報発信は、市民の生命、身体、財産を守る上で、非常に重要であります。</p> <p>特に防災行政無線は、情報を伝達するために大きな力を発揮するシステムであり、この防災行政無線の配置につきましては、広大な面積を有する本市の地域特性を考慮しながら、効率的かつ効果的な整備を進めてきております。</p> <p>しかしながら、住宅の遮音性向上のほか、気象条件などにより聞きとりにくい場合もあり、屋外子局（スピーカー）のみで全ての情報を対象地域に伝達することは、限界があることもご理解いただきたいと思います。</p> <p>ご要望にあります広報車による周知につきましては、災害発生の際には、消防車両や消防分団車両による呼びかけを行っておりますが、常時全てを広報車等で周知するのは人的制約上、非常に困難を伴うものであることから、災害情報などの発信につきましては、防災行政無線のほか、最新のデジタル技術を最大限活用し、消防防災メール、テレビ、ラジオなどマスメディアとの連携や、市ホームページやインターネット(SNS)などあらゆる伝達手段を多重的に運用し、周知を図っているところであります。</p> <p>さらに、防災行政無線や消防防災メールの情報を電話で聞くことができるサービスを昨年度から開始しており、今後、一層の情報伝達手段の充実に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。</p>		